

松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、松江市上下水道局が発注する建設工事（設計・調査及び測量を含む。以下「建設工事等」という。）について、入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、競争入札の参加者及び随意契約の相手方（以下「有資格業者」という。）を選定対象から排除する基準及びその手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(指名停止審査会の設置)

第2条 指名停止に関する事項を審議するため、指名停止審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の構成員等)

第3条 審査会の構成員等は、松江市上下水道局建設工事入札参加者等選定要領（平成17年6月1日施行）第9条の構成員をもってあてる。

(所掌事務)

第4条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 別表第1及び別表第2に掲げる指名停止要件に該当の有無
- (2) 指名停止の期間
- (3) 指名停止の期間の短縮又は解除
- (4) 指名の保留

(審査会の運営等)

第5条 審査会の運営は、松江市上下水道局建設工事入札参加者等選定要領第11条の規定を準用（第1号ただし書、第2号及び第3号を除く。）する。

(指名停止)

第6条 管理者は、有資格業者が別表第1及び第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 指名停止の決定があったときは、それ以前に行った当該有資格業者に対する指名競争入札における指名のうち入札未執行のものについては、これを取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第7条 管理者は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名

停止を行うものとする。

- 2 管理者は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 3 管理者は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の始期）

第8条 指名停止期間は、指名停止等の決定があった日の翌日から起算する。

（指名停止期間の特例）

第9条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1）別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2）別表第2第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項及び第10条第1号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第10条第1号に該当する場合であつては、別表第2第3号又は第5号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。
- 4 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な理由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項に定める期間を限度とする。
- 5 管理者は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかとなったときは、別表各号、前各項に定める期間の範囲内で指名停

止の期間を変更することができる。

- 6 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第 10 条 管理者は、第 6 条第 1 項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ該当各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は上下水道局の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 3 号又は第 5 号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍の期間（当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は 1.5 倍の期間
- (2) 入札談合など関与行為の排除及び防止に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第 2 第 3 号又は第 4 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるときは、それぞれ当該各号に定める短期に 1 箇月加算した期間
- (3) 上下水道局又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 第 1 項。以下同じ。）又は談合（刑法第 96 条の 3 第 2 項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 5 号又は第 6 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるときは、それぞれ当該各号に定める短期に 1 箇月加算した期間

(報告手続き及び処理の決定)

第 11 条 建設工事等を主管する課長は、有資格業者が別表各号のいずれかに該当し、又は該当する疑いがあると認めるときは、速やかに指名停止理由発生報告書(様式第 1 号)を審査会へ提出するものとする。

- 2 審査会は、指名停止事由発生報告書により審査し、その結果を管理者に報告する。
- 3 管理者は、審査会の報告に基づき、その有資格業者の指名停止の可否及び停止期間を決定する。

(決定の通知)

第 12 条 管理者は、前条第 3 項により指名停止を決定したときは、当該有資格業者に対し指名停止通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 13 条 主管課長等は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等により緊急に工事を施行しなければならないときは、又は特殊技術を要する工事を施行するときは、指名停止中の有資格業者を当該工事についてのみ指名又は随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第 14 条 主管課長等は、指名停止の期間中の有資格業者が建設工事等の全部若しくは一部を下請することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 15 条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行なうことができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項について必要がある場合には、審査会に諮り決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 上下水道局が発注した工事において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 上下水道局が発注する工事の請負契約に係る競争入札等において競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 上下水道局と締結した請負契約に係る建設工事等(以下この表において「上下水道局発注工事等」という。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>3 建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、上下水道局発注工事等の施工にあたり、契約に違反し契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 上下水道局発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 上下水道局発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p> <p>8 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈 賄)</p> <p>1 次のイ、ロまたはハに掲げる者が上下水道局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12 箇月以上 24 箇月以内</p> <p>10 箇月以上 20 箇月以内</p> <p>6 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>5 箇月以上 10 箇月以内</p> <p>3 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 上下水道局と締結した請負契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>4 次に掲げる建設工事等業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 松江市内における建設工事等</p> <p>ロ 松江市外における建設工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12 箇月以上 24 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>12 箇月以上 24 箇月以内</p> <p>6 箇月以上 24 箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(競売入札妨害及び談合)</p> <p>5 上下水道局と締結した請負契約に係る建設工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害及び談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>6 次に掲げる建設工事等に関して有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害及び談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 松江市内における建設工事等</p> <p>ロ 松江市外における建設工事等</p> <p>(一括下請け)</p> <p>7 次のイ又はロに掲げる建設工事等の施工にあたり、一括して他人に請け負わせたと認められるとき、又は一括して請け負ったと認められるとき。</p> <p>イ 上下水道局発注工事等</p> <p>ロ 上下水道局発注工事等以外</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 建設工事等に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(暴力団関係)</p> <p>9 有資格業者である個人、代表役員等若しくは一般役員等(以下「有資格業者の役員等」という。)又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長する恐れのある団体(以下「暴力団」という。)の構成員(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき、又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12箇月以上24箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12箇月以上24箇月以内</p> <p>6箇月以上24箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月以上9箇月以内</p> <p>2箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月以上12箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>1 0 有資格業者の役員等が、次に掲げる行為をしていると認められるとき。</p> <p>イ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を得るため、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を使用するなどしているとき。</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団関係者に対して金銭・物品その他財産上の利益を供給又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力又は関与しているとき。</p> <p>ハ 暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p> <p>ニ 前号及び本号イ、ロ又はハに掲げる場合のほか、暴力団又は暴力団関係者と不当な関係を有しているとき。</p> <p>(経営不振)</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p>
<p>1 1 不渡り手形を発行し、銀行取引を停止される等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から信用回復が確認されるまで</p>
<p>1 2 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>1 3 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>

様式第 1 号(第 11 条関係)

年 月 日

指名停止審査会
委員長

様

主管課長 氏名

指名停止事由発生報告書

松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱第 11 条第 1 項の規定により、
下記のとおり報告します。

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
関係工事名	
発生場所	
発生時期	
内容	

年 月 日

様

松江市上下水道事業管理者
上下水道局長 氏 名 印

指 名 停 止 通 知 書

松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱第 12 条の規定により、下記のとおり通知します。

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
指名停止処分に至る事件	
指 名 停 止 の 期 間	
指 名 停 止 の 理 由	